○環境省告示第六十七号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十三条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第三十二条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和七年九月三十日

環境大臣　浅尾慶一郎

一　汚染状況重点調査地域の指定を解除した年月日

令和七年九月三十日

二　汚染状況重点調査地域の指定を解除した区域

福島県の区域のうち、棚倉町の区域

○防衛省告示第二百二十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第七条第一項の規定に基づき、令和六年防衛省告示第三十五号（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により土地の使用の認定をした件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年九月三十日

防衛大臣　中谷　元

三中「沖縄県那覇市前島三丁目二四番地三の一　沖縄防衛局那覇出張所」を「沖縄県那覇市樋川一丁目一五番地一五　那覇第一地方合同庁舎　八階　沖縄防衛局那覇出張所」に改める。

○防衛省告示第二百二十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第七条第一項の規定に基づき、令和六年防衛省告示第百九十三号（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により土地の使用の認定をした件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年九月三十日

防衛大臣　中谷　元

三中「沖縄県那覇市前島三丁目二四番地三の一　沖縄防衛局那覇出張所」を「沖縄県那覇市樋川一丁目一五番地一五　那覇第一地方合同庁舎　八階　沖縄防衛局那覇出張所」に改める。

○関東地方整備局告示第二百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	日野市大字川辺堀之内五六八番一から同市東豊田一丁目一六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月三十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号及び四百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
阿賀野市寺社字鴨深甲三〇八番三から同市下黒瀬字前川原一二九七番一まで	前	Ａ　一一・八メートル～九四・五メートル	三・二キロメートル	上記Ａ、Ｂ及びＣは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ｂ　一〇・〇メートル～一〇・〇メートル	一・〇キロメートル	
		Ｃ　八・三メートル～一六四・四メートル	九四・八メートル	
		Ｂ　一〇・〇メートル～一六四・四メートル	八・二メートル	
		Ａ　一一・八メートル～九四・五メートル	二八三メートル	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長岡市宮本東方町字山本甲七三九番から同市宮本東方町字熊ノ田一七八番二まで	前	六二・八メートル～一〇九・八メートル	一〇・〇キロメートル	上記は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	六二・八メートル～一〇九・八メートル	一〇・〇四七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	長岡市宮本東方町字山本甲七三九番地内	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月三十日

○中国地方整備局告示第七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十五年中国地方整備局告示第九十号の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

中国地方整備局長　杉中　洋一

別表の指定番号一の項、指定をした日欄中「令和二年九月二日」を「令和七年九月五日」に、指定の有効期間欄中「令和二年九月十八日から五年間」を「令和七年九月十八日から五年間」に改める。

○北海道開発局告示第八十四号

国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）第二条第一項の規定に基づき、北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示を次のように定める。

令和七年九月三十日

北海道開発局長　遠藤　達哉

北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示

北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料又は土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。